

平成 21 年 11 月 12 日

各 位

アルメックス P E 株式会社
代表取締役 渡部 昌秀

当社の勝訴判決に関するお知らせ

当社は、株式会社ケミترونより特許権侵害に基づく損害賠償請求に対し、東京地方裁判所において争っておりました(以下「本件訴訟」という。)

平成 21 年 11 月 11 日、本件訴訟につき、株式会社ケミترونの全ての請求が棄却され、当社の勝訴判決が下されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の判決があった裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 21 年 11 月 11 日

2. 本件訴訟を提起していた者
株式会社ケミترون

3. 本件訴訟のこれまでの経緯と判決内容

(1)これまでの経緯

本件訴訟の原告である株式会社ケミترونは、当社の S P S 連続めっき装置が原告特許権を侵害したとして、それを理由に平成 20 年 3 月に東京地方裁判所において損害賠償を求める訴えを提起しておりました。

本件訴訟において、株式会社ケミترونは、特許権侵害に基づく損害金及び遅延損害金の支払を請求しておりました。

(2)判決内容

- ・原告の請求を全て棄却する
- ・訴訟費用は原告の負担とする

以 上